

(別紙)

原告傘立て2と被告傘立て2の形態対比表

	原告傘立て2の形態		被告傘立て2の形態	
	原告の主張	被告の主張	争いのない形態	被告の主張
基本的構成 態様	<ul style="list-style-type: none"> 上方からの斜視図及び下方からの斜視図を参照し、全体として、上方を開口した有底略円筒状の容器である。 外周面には、円弧状に凹没する環状凹条が、多数、水平かつ上下方向に等間隔に連続して形成され、該凹条によって外周面が略蛇腹形状とされている。 上面図及び下面図を参照し、上端開口及び底面は円形である。 材質は陶器である。 	<ul style="list-style-type: none"> 寸法は150mm（直径）×424mmである。 上端開口端部から上部端部までの長さ（へりの長さ、突出長さ）が10mmである。 凹条の数が20個、ピッチが20mm、深さが3mm程度であり、深い凹条の印象を与えている。 表面、内面ともに釉薬が丁寧にかけられ、ざらざら感を残した（光沢処理を抑えた）処理が施されている。 水抜き用の貫通孔が形成されていない。 耐震用マットが取り付けられている。 	<ul style="list-style-type: none"> 上方からの斜視図及び下方からの斜視図を参照し、全体として、上方を開口した有底略円筒状の容器である。 外周面には、円弧状に凹没する環状凹条が、多数、水平かつ上下方向に等間隔に連続して形成され、該凹条によって外周面が略蛇腹形状とされている。 上面図及び下面図を参照し、上端開口及び底面は円形である。 材質は陶器である。 	<ul style="list-style-type: none"> 寸法が190mm（直径）×410mmである。 上端開口端部から上部端部までの長さ（へりの長さ、突出長さ）が27mmである。 凹条の数が23個、ピッチが17mm、深さが2mm程度であって、浅い凹条の印象を与えている。 表面に釉薬がかけられ、光沢処理がなされ、内面は特段の表面加工がなされていない。 耐震用マットが取り付けられていない。 水抜き用の貫通孔が形成されている。
具体的構成 態様	<ul style="list-style-type: none"> 全体寸法は、幅寸法（直径）が150mm、高さ寸法が424mmである。 底面及び側壁は一樣な板厚で形成され、底面はその中央が上方に円形状に底上げされている。 上方開口周縁には、側壁上端から内方に屈曲する幅狭の縁部が形成されている。 外周面には、円弧状に凹没する環状凹条が、上端から下端に亘って滑らかな曲線が連続するように二十段形成されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 全体寸法は、幅寸法（直径）が150mm、高さ寸法が424mmである。 底面及び側壁は一樣な板厚で形成され、底面はその中央が上方に円形状に底上げされている。 上方開口周縁には、側壁上端から内方に屈曲する幅狭の縁部が形成されている。 外周面には、円弧状に凹没する環状凹条が、上端から下端に亘って滑らかな曲線が連続するように二十段形成されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 全体寸法は、幅寸法（直径）が190mm、高さ寸法が410mmである。 底面及び側壁は一樣な板厚で形成され、底面はその中央が上方に円形状に底上げされている。 上方開口周縁には、側壁上端から内方に屈曲する幅狭の縁部が形成されている。 外周面には、円弧状に凹没する環状凹条が、上端から下端に亘って滑らかな曲線が連続するように二十三段形成されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 全体寸法は、幅寸法（直径）が190mm、高さ寸法が410mmである。 底面及び側壁は一樣な板厚で形成され、底面はその中央が上方に円形状に底上げされている。 上方開口周縁には、側壁上端から内方に屈曲する幅狭の縁部が形成されている。 外周面には、円弧状に凹没する環状凹条が、上端から下端に亘って滑らかな曲線が連続するように二十三段形成されている。